

回答 本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)」第9条第1項の規定に基づき、本市における「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」及び「調達目標」を設定し、達成に向けて取り組んでいるところです。

障がい者福祉の増進に資する各種事業の運営にあたりましては、今般の電気・ガス等の光熱水費、燃料費をはじめとした急激な物価高騰による負担増の中、経費を抑えるための経営努力に日々取り組んでいただいていること認識しております。

本市といましても、要望の内容を真摯に受け止め、今後の国や大阪府の動向も十分に注視しながら、安定して事業を継続いただけるよう検討を行ってまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

8.(項目)

東京パラリンピックが昨年開催されたことによりパラスポーツの認知度が高まり、また、先日2025年のデフリンピックが東京で開催されることが決定された中、これ等の動きを一過性のものとせず今後に繋げていくためにも、障がい者の社会参加への大切な第一歩となるパラスポーツの啓発普及に大阪市としてさらに努めるよう要望する。

なお、長居障がい者スポーツセンターについては、この間私どもが建て替えを要望してきたものが、先だっての戦略会議において建て替えが決定されたことから、大阪発のパラスポーツの拠点として、また、象徴としてふさわしいものとするよう要望する。

回答 本市では、全国初の障がい者専用のスポーツ施設として、昭和49年に長居障がい者スポーツセンターを開設し、平成9年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

障がい者スポーツセンターでは、「障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむ事ができる」という基本方針のもと、障がいのある人の健康維持・増進のみならず、自立と社会参加の促進に大変重要な役割を果たしています。また、各種スポーツ教室の開催や指導者の養成など多彩なメニューを開設し、全国の障がい者スポーツの発展を牽引してきました。

時代の経過とともに、利用者の増加やニーズの多様化に加え、長居障がい者スポーツセンターの老朽化も踏まえ、令和3年11月の戦略会議において、建替えなどの方向性を決定し、令和4年度は基本構想の調査及び検討を進めています。

国内では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、障がい者スポーツへの理解・関心が高まり、今後は、デフリンピック2025など、様々な障がい者スポーツに関する競技大会の開催が予定されています。

こうした状況等を踏まえ、障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として、地域の多様な主体との連携を強化し、障がい者スポーツのさらなる振興を図るとともに、障がいや障がい者スポーツへの理解が深まるよう、効果的な周知・啓発に取り組んでいます。長居障がい者スポーツセンターの建替えにあたっては、これまで施設が果たしてきた役割のもと、その機能を継承、発展させ、また様々なニーズに対応できるよう、利用者をはじめ関係の皆様のご意見を伺いながら整備を進めています。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

大阪市への要望に対する回答がありました。

() 昨年12月5日に大阪市に対して提出した要望書について、令和5年3月28日に大阪市福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。
これで終わらず、引き続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

1.(項目)

障がい者に関する大阪市の計画策定や施策実施ならびに建設等の工事については、大阪市が許認可を有するもの含めて、広く市内の障がい者団体等の当事者意見を聴取しておこなうとともに、事業者にも指導するよう要望する。

回答 「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定につきましては、障がいのある方や障がい者団体の代表者等で構成する大阪市障がい者施策推進協議会及びその専門部会である計画策定・推進部会において、委員の意見等を踏まえながら策定しています。

また、本市が関与する建設等の工事にあたっては、広く障がい者団体等のご意見も伺いながら進めるようご要望があった旨、本市各関係所属に対し周知してまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071
電話：06-6208-8081

2.(項目)

大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置並びに、今年5月に施行実施されている「障害者による情報の取得及び意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の大阪市における拠点としての「情報提供施設」の設置を要望する。

また、手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員及び要約筆記者などの人材養成等の経費の確保増額と施策の更なる充実を要望する。

さらに、大阪市や区役所ならびに関係する機関、団体が発する文書等に、希望があれば点字表記をおこなうとともに、それ等が開催する講演会、研修会、会議や行政窓口等での手続きに手話通訳者や要約筆記者の派遣をおこなうよう要望する。

回答 障がい者の総合福祉センター及び情報提供施設につきましては、現時点においては設置の予定はありませんが、引き続き、障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

聴覚・言語に障がいのある方々へのコミュニケーション支援の充実は、重要な課題であり、本市ではこれまで、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。

本市が発する文書等への点字表記につきましては、ご希望に沿った対応ができるよう、本市各関係所属に働きかけてまいります。

また、本市が実施する市民向けの講演会等には、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、手話通訳者等の派遣につきましては、積極的に活用するよう、本市関係所属に対し周知を行ってまいります。また、窓口等における手話通訳者の配置につきましては、各区等における状況等を把握しつつ、設置に向けた検討を続けてまいりたいと考えております。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

3.(項目)

「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の着実な実行を要望するとともに、今年9月に出された国連障害者権利委員会の対日審査における勧告を踏まえた国の動向を注視しつつ、現行の大阪市の施策について点検・検証した上で、より一層、市内に住む障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくれる施策構築をおこなうよう要望する。

また、グループホームの開設設置に公営住宅の利用拡大を合わせて要望する。

回答 令和3年3月に策定しました「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策を着実に推進してまいりますとともに、引き続き、障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況の点検、検証等を行ってまいります。

また、先般の「国連障害者権利委員会」における総括所見・改善勧告を踏まえた国等の動向も注視しつつ、障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、個々の多用なニーズやライフステージに沿った支援施策を充実してまいりたいと考えております。

本市におきましては、都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、現在、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングを実施しております。

今後も引き続き、関係局と連携して実施し、グループホームの整備を進めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071
福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

4.(項目)

昨年4月より、すべての事業者に合理的配慮の提供を義務化した「大阪府障がい者差別解消条例」が施行されており、また、今年度中に国における「障害者差別解消法改正法」の基本方針も閣議決定される見込みであって、内閣府からも同改正法の施行実施日までの周知啓発活動実施が示されていることから、大阪市としても事業者に対する事前周知を積極的におこなうよう要望する。

また、同改正法施行後に増加が予測される市内での相談・紛争解決の体制強化と充実を早急に図られるよう合わせて要望する。

回答 令和3年4月に大阪府の「障がい者差別解消条例」が改正され、府内における事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。また、改正障害者差別解消法の施行日が令和6年4月1日に決定され、施行されればすべての事業者による合理的配慮の提供が義務化されることになります。

これまで事業者への周知啓発に努めているところでございますが、目前に迫る改正法の施行を見据え、より効果的な周知啓発となるよう取り組んでまいります。

相談体制につきましては、大阪市では、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター、人権啓発・相談センターなど58か所の相談窓口を設置しています。改正法の施行にともない、事業者からも合理的配慮の提供に関する相談が増加すると考えられることから、担当職員に対しては、対応力の向上を図るため具体的な事例を盛り込んだ研修を引き続き実施していくことにより、相談体制の強化、充実に努めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

5.(項目)

自然災害が多発かつ被害も甚大化する中、各地で高齢者等避難や避難指示も度々出されている状況を前提として、障がい当事者も参加する各種防災訓練を実施し、避難場所への各自にとっての安全かつ速やかな避難に結び付くよう、災害時避難行動要支援者の個別避難計画を予め設定するよう要望する。

また、避難指示等が解除された後にも停電や断水が長期化する事例もあることから、これらに対応する事前の訓練もおこなうよう要望する。

回答 本市としましては、障がい者などの要配慮者の方への避難対策としまして、地域の自主防災組織による避難所開設訓練などの各種防災訓練時に、実際に要配慮者の方も参加する訓練を実施しております。個別避難計画の作成につきましては、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれ地域の実情に応じて、各関係機関と連携しながら計画の作成を進めております。

また、停電や断水の長期化に対応する事前の訓練につきましては、区や地域が実施する防災訓練などの機会を

利用して、非常用発電機の操作方法を確認したり、応急給水訓練などを実施しております。

担当 危機管理室 危機管理課（減災対策） 電話：06-6208-7380

6(項目)

昨年より実施されている「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」についてはある程度利用はあるものの、大阪市として更なる周知広報をおこない、重度障がい者の就業支援を推し進めるよう要望する。

また、視覚障がい者の移動支援同行援護の時間制限の緩和についても、引き続き要望する。

回答 本市では、令和3年度より国の地域生活支援事業に基づき「大阪市重度障がい者等就業支援事業」を実施しています。実施状況としましては、令和3年度は16名の方が利用、今年度は29名の方が利用しています。

また、令和4年度の周知広報については、事業周知リーフレットを作成し、各区役所へ配架を行うとともに、大阪府立特別支援学校に対して事業の周知を行ってきました。今後、さらに周知が行きわたるよう、中小企業等に周知していく予定としております。

次に、同行援護につきましては、18歳以上の障がい者は一月あたり51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聞き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で決定することを基本としています。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。今後とも個々の状況を踏まえたサービス提供に努めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

7-1(項目)

障害者雇用促進法における法定雇用率については、2018年の改訂の際に定められた5年間の猶予期間が終了し、2023年4月1日から本則に則った雇用率への改訂が予定されていることから、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、その環境整備や就労継続にも意を用いるよう要望する。また、コロナ禍において社会に定着した在宅勤務や短時間就労での障がい者雇用についても研究をおこない、大阪市として多様な働き方による障がい者の社会参加を推進していくよう要望する。

合わせて最近の諸物価高騰の折から、大阪市として就労支援事業所への「障害者優先調達法」に基づく受注拡大のみならず、その発注価格にも特段の配意を要望するとともに、複数年での委託契約している業務において物価高により運営が厳しくなっている場合には、例えば国からの臨時交付金を活用するなどで委託金額の増額等柔軟に対応するよう要望する。

回答 地方公共団体の法定の障がい者雇用率については、2.6%と定められておりますが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和4年6月1日現在で2.69%となっております。

本市では、「障害者雇用促進法」の改正を踏まえ、令和2年4月に「障がい者活躍推進計画」を策定したところであります。今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

担当 総務局 人事部 人事課(人事グループ) 電話：06-6208-7431

7-2(項目)

障害者雇用促進法における法定雇用率については、2018年の改訂の際に定められた5年間の猶予期間が終了し、2023年4月1日から本則に則った雇用率への改訂が予定されていることから、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、その環境整備や就労継続にも意を用いるよう要望する。また、コロナ禍において社会に定着した在宅勤務や短時間就労での障がい者雇用についても研究をおこない、大阪市として多様な働き方による障がい者の社会参加を推進していくよう要望する。

合わせて最近の諸物価高騰の折から、大阪市として就労支援事業所への「障害者優先調達法」に基づく受注拡大のみならず、その発注価格にも特段の配意を要望するとともに、複数年での委託契約している業務において物価高により運営が厳しくなっている場合には、例えば国からの臨時交付金を活用するなどで委託金額の増額等柔軟に対応するよう要望する。